様式第2号（第8条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年　度 |
| ２　事業名 | 浄化槽設置整備事業 |
| ３　補助金の交付予定額 | 円  うち浄化槽設置に係る分　　　　　　　　　　　　円  うち既存槽撤去に係る分　　　　　　　　　　　　円  うち配管工事に係る分　　　　　　　　　　　　　円 |
| ４　交付条件 | (１)　この補助金は、丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。  (２)　次のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。  ア　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。  イ　中止又は廃止するとき。  ウ　予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。  (３)　事業完了後、１か月以内又は当該年度の２月28日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出してください。  (４)　市長が必要と認めるときは、補助事業の執行状況について実地検査をします。  (５)　市監査委員から要求があったときは、速やかに監査を受けなければなりません。  (６)　丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。 |